

(仮称) 盛岡広域ごみ処理施設の整備・運営事業に係るPFI等導入可能性調査及び事業者選定等アドバイザー業務委託  
 公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

回答日：令和 6年 5月17日

番号	質問事項	質問内容	回 答
1	【実施要領】 P9 12 その他 (2)	<p>本項では、「～業務の一部について再委託することは可能とする。ただし、再委託の相手方も『提案者同様の資格要件』を満たすものとする。」とあります。仕様書6頁2(1)に記載がありますように、本業務では、弁護士を活用しますが、弁護士事務所は株式会社ではないため、通常は、弁護士事務所を通して弁護士個人と契約して参画するものであるため、実施要領2頁3の資格要件は、入札参加資格者名簿への登録など、実態とそぐわない規定があります。そのため、再委託する弁護士に限り、提案者同様の資格要件とは、法に抵触していないことなどは当然のものとして、実施要領2頁3(9)の実績を保有する弁護士を配置することで宜しいでしょうか。</p>	<p>再委託する弁護士については、実施要領P2「3 提案者の資格要件」のうち、(1)、(4)、(5)、(7)の要件を満たす者であり、かつ、過去10年間に地方公共団体が発注する、エネルギー回収型廃棄物処理施設のPFI又はDBO方式による整備に係る事業者選定アドバイザー業務において同様の業務実績がある者としてします。</p>